

00007

鳥取県公報

昭和二十七年三月八日
外 土曜日

本番ノ大キヤハ規定規格A五判

目次
◇告示 土地改良区設立等の認可申請に対する審査の結果

告示

◇鳥取県告示第百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九、十五号）第七條第一項（第九十五條第三項において準用する場合を含む）の規定により、別表のとおり、土地改良区の設立並びに農業協同組合の行う土地改良事業及び数人が共同して行う土地改良事業の開始について認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画定款（土地改良区設立の場合）及び規約（農業協同組合又は数人が共同して行う土地改良事業の場合）につき、詳細な審査を行った結果、当該申

請を適當と決定した。よつて同法第八條第四項（第九十五條第三項において準用する場合を含む）及び土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十六條（第七十五條において準用する場合を含む）の規定により、次のとおり公告する。

昭和二十七年三月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 一、縦覽に供すべき書類の名称
 - (一) 土地改良事業計画書の写
 - (二) 定款の写（土地改良区設立の場合）
 - (三) 規約の写（農業協同組合又は数人が共同して行う土地改良事業の場合）
- 二、縦覽の期間
 - 昭和二十七年三月九日から同年三月二十八日まで

三、縦覧の場所
別表のとおり
四、異議の申立
別表 一

土地改良区設立

住 申 所 氏 人 名	土地改良区の名称	縦覧の場所
岩美郡面影村大字大枝	稲田憲太郎外十七名	乙堰第二土地改良区
津ノ井村大字桂木	稲垣正義外十七名	津ノ井村
大岩村大字岩本	石河千太郎外十五名	大岩村大口
本庄村大字恩志	山本正家外十七名	本庄村恩志
大茅村大字石井谷	池田幸治外十四名	大茅村石井谷
鳥取市富安	有本健太郎外十四名	鳥取市富安第二
八頭郡国英村大字高福	梶川弥一郎外十四名	国英村山手
八上村大字天神原	樋口國雄外十五名	八上村千間
下私都村大字山ノ上	横野栄治外十四名	下私都村山ノ上
西郷村大字弓河内	窪田勇太郎外十六名	西郷村下原井手
船岡村大字坂田	大橋太郎外十五名	船岡村坂田

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

00003

00008

河原町大字長瀬	上田光外十四名	河原町長瀬	河原町
中私都村大字篠波	岡嶋宜章外三十二名	中私都村篠波	中私都村
隼村大字福井	垣田牛藏外十四名	隼村福井	隼村
気高郡大郷村大字大畑	岡本繁美外十四名	大郷村大畑	気高郡大郷村
青谷町大字青谷	高橋甚藏外二十名	青谷	青谷町
湖山村	上山雄次郎外二十一名	湖山村白浜	湖山村
吉岡村大字長柄	稻村福恵外十五名	吉岡村長柄瀬田藏	吉岡村
瑞穂村大字重高	村上芳雄外十五名	瑞穂村二本木	瑞穂村
勝谷村大字今市	西浦傳藏外十四名	勝谷村今市	勝谷村
日置村大字小畑	中林政光外十六名	日置村小畑	日置村
東伯郡下北條村大字下神	中江豊外二十七名	北條川	東伯郡下北條村
成美村大字出上	佐迫康治外十七名	友定井手	成美村
山守村大字明高	日野麻義外十五名	山守村明高	山守村
由良町大字由良宿	河本貞勝外十四名	由良町湯谷	北谷村
花見村大字門田	前田常盛外十四名	花見村門田	由良町
東郷松崎町大字小鹿谷	山下茂外二十名	小鹿谷	花見村
倉吉町大字福守	池田栄外十四名	倉吉町福守	東郷松崎町
西伯郡所子村大字所子	伊勢田懋外十五名	所子	倉吉町
			所子村

成実村大字古市	赤井周次外二十二名	成実村	成実村
淀江町	富田泰輔外十四名	淀江町西原	淀江町
日野郡日光村大字西成	山本幸人外十四名	日光村西成	日野郡日光村
山上村大字茶屋	坪倉時信外十五名	山上村	山上村
日野村大字三栄	田辺茂弘外十四名	日野上村三栄	日野上村
福栄村大字神福	山中信義外十五名	福栄村中野	福栄村
二部村大字畑地	西村匠外十四名	二部村畑地	二部村

農業協同組合が行う土地改良事業

住 申 所 氏 名	縦 覽 の 場 所
-----------	-----------

西伯郡大国村大字原 大国村農業協同組合組合長 生田正雄 西伯郡大国村役場

別表 ㊦

数人が共同して行う土地改良事業

住 申 所 氏 名	共同施行の名称	縦覽の場所
-----------	---------	-------

岩美郡米里村大字越路 横川豊彦外二十五名 米里村越路土地改良事業共同施行 岩美郡米里村役場

福部村大字湯山	飼牛 八雄外十二名	福部村湯山	福部村
東伯郡北谷村大字長谷	施行委員長 重道栄太郎	北谷村	東伯郡北谷村
社村大字大谷	井勢 馨富	社村大谷茶屋	社村
八橋町大字笠見	戸田 義一	田越、笠見地区	八橋町
大誠村大字島	飯田 道員	島	大誠村
舍人村大字宮内	寺地 八一	宮内	舍人村
泊村大字宇谷	山本 昇一	泊村宇谷	泊村
中北條村大字江北	綾女 実雄	西新田場	中北條村
西伯郡逢坂村大字岡	野田薫藏外十四名	逢坂村岡	西伯郡逢坂村
栗村大字日下	仲石彦重外十四名	栗村日下	栗村
幡郷村大字坂長	山浦徳治外十四名	幡郷村大殿	幡郷村

鳥取県公報

本報ノ大キサハ規定規格A五判

昭和二十七年三月八日
外 土曜日

目次

◇教育委員会告示

昭和二十七年鳥取県立高等学校第一学年生徒及び別科生徒の募集定員に関する告示の改正
昭和二十七年鳥取県立高等学校通信教育生徒募集要綱
県立高等学校の課程の廃止及び設置
公立高等学校通学区に関する告示の改正
昭和二十六年鳥取県立学校卒業式実施

教育委員会告示

◇鳥取県教育委員会告示第七号

昭和二十七年鳥取県立高等学校第一学年生徒及び別科生徒の募集定員に関する告示（昭和二十七年二月鳥取県教育委員会告示第五号）の一部を次の通り改正する。

昭和二十七年三月八日

鳥取県教育委員会

米子西高中「電気課程米子約八〇」を「電気課程米子約四〇」に改める。
米子西高中土木課程米子約四〇の次に「電波通信課程米子約四〇」を加える。

◇鳥取県教育委員会告示第八号

昭和二十七年鳥取県立高等学校通信教育生徒を次の要綱によつて募集する。

昭和二十七年三月八日

鳥取県教育委員会

昭和二十七年鳥取県立高等学校通信教育生徒募集要綱
一、募集学校及び生徒数

00014

鳥取西高等学校 鳥取市東町二 約五〇名
 米子市勝田町三〇七 約五〇名

二、出願資格

- 1、国民学校(尋常小学校)第六学年卒業を入学資格とする中等学校第三学年修了以上の者
- 2、国民学校高等科(高等小学校)第二学年修了を入学資格とする中等学校第一学年修了以上の者
- 3、青年学校本科第一学年修了以上の者
- 4、その他これ等と同等以上の学力ありと認められた者

三、出願期日
 昭和二十七年三月十日より三月二十八日まで

四、募集学科目
 国語(一、二、三年) 漢文、一般社会、人文地理、地学、解析一、解析二、幾何、世界史、英語(高等学校一年程度)

右の中一人が同時に履習することができる科目数は三科目以内である。

五、通信教育生の負担する主な費用(見込)

- 1、入学科 五〇円
- 2、受講料 国語(各学年共)二〇〇円
 その他の学科目 三〇〇円
- 3、教科書及び学習図書代金 未定
- 4、通信費 通信教育を受けるための往復通信費の実費

六、通信教育によつて得られる資格
 修了者に対しては次の通り各科目共通の課程と同等の単位を与える。

国語(一、二、三年) 各三単位、漢文二一六単位、
 一般社会、人文地理、地学、一般数学、解析一、解析二、幾何各五単位、世界史、英語各未定

但し高等学校卒業の資格を得るに必要な八五単位中通信教育によつては最高二八単位が認められている。

七、出願手続
 出願者で東伯郡以東居住者は鳥取西高等学校に、西伯郡以西居住者は米子高等学校に左の書類を提出する。

00015

01110

(イ) 入学願書(募集学校に準備してある)

(ロ) 出身学校の卒業又は修了証明書及び最終学年の成績証明書 但し戦災者、引揚者にして上記の書類のない者は学力を認定するに足る資料

八、選 抜

- 1、志願者が定員を超過した場合は各学校において適当な方法によつて選抜する。
- 2、入学許可者に対しては直接学校より通知する。

九、開講期日
 昭和二十七年四月十日 詳細は学校より通知する。

十、特 典
 通信教育履習単位数に応じ国で実施する大学入学生格検定試験の受験科目を免除される。

十一、注 意

- 1、出願に関する質疑は募集学校において行うこと。
- 2、すべて郵送の場合は返信用封筒(郵券貼布)に宛先明記の上申込むこと。

◇鳥取県教育委員会告示第九号
 鳥取県教育委員会

鳥取高等学校の課程を次のように廃止又は設置する。
 昭和二十七年三月八日

一、昭和二十七年三月三十一日廃止する課程

学 校 名	課 程		位 置
	全日制	定時制	
鳥取西高等学校	全日制	家庭科	鳥取市東町二丁目
鳥取米子西高等学校	全日制	家庭科	米子市錦町二丁目

学 校 名	課 程		位 置
	全日制	定時制	
鳥取西高等学校	全日制	家庭科	鳥取市東町二丁目
鳥取米子東高等学校	全日制	家庭科	東伯郡倉吉町余戸
鳥取米子西高等学校	全日制	家庭科	米子市勝田町三〇
鳥取米子西高等学校	全日制	家庭科	米子市勝田町三〇
鳥取米子西高等学校	全日制	家庭科	米子市勝田町四丁目

00016

◇鳥取県教育委員会告示第十号

公立高等学校通学区に関する告示(昭和二十五年二月鳥取県教育委員会告示第三号)の一部を次の通り改正する。

昭和二十七年三月八日

鳥取県教育委員会

公立高等学校通学区一覽表の四、実業科(全県一区)の欄中米子東農蚕科の下に「家庭科」を米子西土木科の下に「電波通信科」を加え日野畜産科の次に

「鳥取西家庭科」を加える。
「倉吉家庭科」

◇鳥取県教育委員会告示第十一号

昭和二十六年度県立学校卒業式を次の通り実施する。

昭和二十七年三月八日

鳥取県教育委員会

一、卒業式日程

学校名	日	時	式	場	位	置
鳥取東高校	三月十二日	午前 十時	工業科校舎講堂		鳥取市立川町五丁目三二〇	
鳥取西高校	三月十二日	"	普通科校舎講堂		" 東町三	
八頭高校	三月十二日	"	"		八頭郡國中村久能寺七二五	
気高高校	三月十二日	午前 十時	農業科校舎講堂		気高郡湖山村湖山一、二五八	
	三月十二日	午後 二時	普通科校舎講堂		" 青谷町北浜二、九二二	
	三月十三日	"	鹿野分校講堂		" 鹿野町寄田三三三	
倉吉高校	三月十三日	午後 十時	普通科校舎講堂		東伯郡倉吉町余戸谷町三、〇五八	

00017

倉吉農高校	三月十二日	午後 一時	農業科校舎講堂		" 上井四三〇	
由良育英高校	三月十二日	午前 十時	農林科校舎講堂		" 社村大谷一六六	
養良農高校	三月十二日	午前 十時	普通科東校舎講堂		" 由良町由良宿一、六〇八	
米子東高校	三月十二日	午前 十一時	本校舎講堂		西伯郡高麗村今井二八六	
米子西高校	三月十二日	"	普通科校舎講堂		米子市勝田町三〇七	
境 高 校	三月十二日	"	"		" 錦町一丁目一〇三	
日野 高 校	三月十二日	午前 十時	"		西伯郡境町東本町二	
鳥取聾学校	三月二十日	午前 十時	本校舎講堂		日野郡根雨町根雨中祖三三八	
鳥取盲学校	三月二十日	午前 十一時	"		鳥取市湯所町一三一	

鳥取県公報

昭和二十七年三月八日
外 土曜日

本書ノ大きさハ國定規格A五判

目次
告示 定例県会招集

告示

◆鳥取県告示第百二十五号
昭和二十七年三月十五日定例県議會を鳥取市に招集する。

昭和二十七年三月八日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取縣公報 每週 曜日發行 (休日ニ当ル) 昭和二十七年三月八日 外日
火金 曜日發行 (休日ニ當ル) 昭和二十七年三月八日 外日
第三種郵便物認可 (昭和四年四月十五日) 一